

国都計第 1 2 3 号
平成 2 7 年 1 2 月 7 日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長
各施行時特例市の長 殿

国土交通省都市局長

都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について

今般、「平成 2 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 2 7 年 1 月 3 0 日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（平成 2 7 年 6 月 3 0 日閣議決定）を踏まえ、開発審査会の開催に係る事務の運用改善等を図るため「都市計画運用指針（平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日付け建設省都計発第 9 2 号建設省都市局長通知）」及び「開発許可制度運用指針（平成 2 6 年 8 月 1 日付け国都計第 6 7 号国土交通省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して本指針を周知していただくようお願いする。

なお、都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の都市計画制度及び開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

1. 都市計画運用指針

「IV. 都市計画制度の運用の在り方」について、別紙 1 のとおり改正する。

2. 開発許可制度運用指針

「I. 個別的事項」について、別紙 2 のとおり改正する。